**国民健康保険税の制度と後期高齢者医療保険料率が変わります**

**問合せ 税務課国民健康保険税担当　電話23-5147**

**国民健康保険税の制度改正**

国民健康保険税（国保税）は、前年の所得をもとに計算する「所得割額」、固定資産を持っている人にかかる「資産割額」、国民健康保険に加入する人数に応じて計算する「均等割額」、加入世帯に対してかかる「平等割額」の4つの項目の合計額となります。

■課税限度額の変更

　国保税の課税限度額は、これまで85万円（介護保険対象外の世帯は69万円）でしたが、平成28年度から89万円（介護保険対象外の世帯は73万円）に変更します。

■低所得者に係る保険税軽減の変更

　平成28年度から世帯の軽減判定所得額が表１のとおり変更になり、国保税（均等割・平等割）の軽減対象範囲が広がります。

■納税通知書の送付

　国保税の納税通知書は7月中旬に送付します。同封された納付書により、金融機関やコンビニエンスストアで納期ごとに納付してください。口座振替の利用者については納付書が同封されませんので、納税額と口座振替日を確認してください。

※納税組合の組合員については、加入している納税組合長へ送付しています。

※年金から引き落し（特別徴収）の人については、8月上旬に送付します。

■表1　国民健康保険税の軽減判定所得額

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 軽減  割合 | 変更前（平成27年度） | 変更後（平成28年度） |
| 7割 | 世帯の所得が33万円を超えない世帯 | |
| 5割 | 世帯の所得が「33万円＋（26万円×被保険者数＋特定同一世帯所属者数）」を超えない世帯 | 世帯の所得が「33万円＋（26万5千円×被保険者数＋特定同一世帯所属者数）」を超えない世帯 |
| 2割 | 世帯の所得が「33万円＋（47万円×被保険者数＋特定同一世帯所属者数）」を超えない世帯 | 世帯の所得が「33万円＋（48万円×被保険者数＋特定同一世帯所属者数）」を超えない世帯 |

※軽減判定所得額は、世帯主を含む被保険者全員の合計額です（世帯主が国民健康保険に加入していない場合でも算入されます）。また、軽減の判定は、4月1日現在の世帯構成によって行われます。

※特定同一世帯所属者は、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した75歳以上の人です。

**後期高齢者医療保険料率の改正**

後期高齢者医療保険料は、75歳（一定の障害があると認定されたときは65歳）以上の人が加入する高齢者の医療制度です。保険料は一人ひとりが、均等に負担する「均等割額」と、被保険者の前年の所得をもとに計算する「所得割額」の合計額となります。

　この保険料は、宮城県後期高齢者医療広域連合により決定され、2年ごとに見直されます。

■平成28・29年度の保険料

　均等割額4万2480円＋所得割額【（前年中の所得―33万円）×8・54％】になります。

■低所得者に係る保険料軽減の変更

　平成28年度から世帯の軽減判定所得額が表2のとおり変更になり、保険料（均等割額）軽減対象範囲が広がりました。

■保険料額決定通知書の送付

　保険料の納入通知書は7月中旬に送付します。同封された納付書により、金融機関やコンビニエンスストアで納期ごとに納付してください。口座振替の利用者については、納付書が送付されませんので、保険料額と口座振替日を確認してください。

※年金からの引き落とし（特別徴収）の人については、8月上旬に送付します。

※後期高齢者医療保険料は、原則として年金から引き落しされますが、届け出により口座振替に変更することもできます。

■表2　後期高齢者医療保険料の軽減判定所得額

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 軽減割合 | 世帯内の被保険者と世帯主の所得の合計額 | |
| 9割 | 33万円以下の世帯 | 世帯内の被保険者全員が年金収入80万円以下の世帯（年金以外の所得がない場合） |
| 8.5割 | 上記以外の世帯 |
| 5割 | 「33万円＋26万5千円×世帯の被保険者数」を超えない世帯 | |
| 2割 | 「33万円＋48万円×世帯の被保険者数」を超えない世帯 | |

**賑わいある商店街づくりのために中心商店街の店舗へ支援します**

**問合せ 商工振興課商工振興係　電話23-7091**

市が指定する区域内で営業している店舗や、空き店舗を賃借して出店する人を支援するため、2つの補助金の申請を受け付けます。

商店街店舗リニューアル支援事業補助金

対象となる店舗　指定区域内で10年以上営業（小売業、飲食業、サービス業など）している店舗

内容　店舗内の改善やバリアフリー化、事業の拡大などに伴う改装費などに対する補助

補助額　店舗改装や備品購入費用の2分の1以内（限度額30万円）

申請期間　7月1日金曜日～29日金曜日

創業・開業支援空き店舗対策事業補助金

対象となる店舗　指定区域内の空き店舗を賃借して、これから営業（小売業、飲食業、サービス業など）を開始する店舗

内容　開店のための店舗改装費に対する補助

補助額　補助対象経費の3分の2以内（限度額100万円）

申請期間　随時

留意事項（共通）

指定区域　市内各地域内の市が指定した区域　※下記参照

【古川地域】七日町、三日町、十日町、台町、駅前大通などの一部区域

【松山地域】千石の一部区域

【三本木地域】三本木字善並田、北町、南町、鹿野沢などの一部区域

【鹿島台地域】平渡の一部区域

【岩出山地域】二ノ構、東川原、浦小路などの一部区域

【鳴子温泉地域】鳴子温泉字車場、新屋敷、河原湯、湯元などの一部区域

【田尻地域】沼部、田尻字町などの一部区域

対象となる人　市税などの滞納がなく、店舗所在地の商工団体から推薦を受けた人

その他　予算に達した時点で受け付けを終了します。改装工事や備品購入先は市内の業者とします。

申請先

古川地域

古川商工会議所　電話24-0055

松山・三本木・鹿島台・田尻地域

大崎商工会 電話24-2272

岩出山・鳴子温泉地域

玉造商工会 電話23-0027